

## 議会改革推進会議第2回会議

1 日 時 平成30年6月27日（水）午後3時00分開会  
午後4時15分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 山本 徹  
委員 上田英俊、渡辺守人、宮本光明、  
武田慎一、藤井裕久、  
菅沢裕明、澤谷 清、  
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正、  
笠井和広、海老克昌

### 4 協議の経過概要

山本委員長 それでは、ただいまから第2回議会改革推進会議を開会いたします。

皆様方には、定例会終了後のお忙しいところお集まりをいただき、まことにありがとうございます。

去る20日、第1回議会改革推進会議を開催いたしましたところ、まずは各会派からの意見を聞き、本年度の改革への見解や提案をじっくりと集約すべき、議論の進め方についても、適宜会合を開いて議論を重ねるべきといった積極的な御意見をいただいたところでございます。

そこで、私といたしましては、議会基本条例制定検討会議の運営方針をしっかりと引き継ぎまして、各会派の皆様方から率直に意見を頂戴いたしまして、全会派の合意を得ながら会議の運営をしていきたいと決意を新たにいたしましたところでございます。

きょうは、皆様方から事前に提出いただきました事項につきまして

て、会議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、早速でございますけれども、各会派から提出をいただきました議会改革推進会議における検討資料、本日お手元に配付をいたしておりますけれども、改めて各会派から提案いただきました内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、私のほうでちょっと進行させていただきたいと思っております。

まず、自民党さんからお願いいたします。

渡辺委員 自民党のほうからは6点ございます。

行動計画に盛り込むべき事項でございますけれども、議会広報誌の充実をまず第1点に上げております。県議会の仕組みや役割、議会基本条例を説明した広報誌の作成・配布、広報誌の内容の充実について検討したいと思っております。

2番目に、ソーシャルメディアを利用した情報発信。常任委員会のインターネット中継、スマートフォンでの情報閲覧について検討といたしております。

3番目には、傍聴者等への配慮ということで、質疑がわかりやすくなるよう、県議会ホームページをリニューアル。高齢者や障害者へも配慮したものとしたいと思っております。

4番目に、議会報告会の実施、大学生・高校生への主権者としての意識の醸成。議会報告会の実施。これまで実施してきた議会傍聴、県議会議員との意見交換に、新たに政策テーマを設定して実施をしていきたいと思っております。

5番目には、議会におけるITの活用の検討、これもいいのではないかと考えておまして、議会運営におけるITの活用について検討。

そして最後に、危機管理対応ということで、本会議中に大規模な災害事案等が発生した場合を想定して、その対応のための参集訓練を実施したい。

以上6点でございます。

山本委員長 2ページ目、3ページ目についても一緒に御説明願えますか。

渡辺委員 31年度以降ということで、こういうものも検討していけばいいのではないかと考えているのは、住民参加の取り組みということで議会モニターの設置、また、機能強化の取り組みといたしまして、政策討論委員会のあり方（議員相互の討議の深化）等、31年以降は少しこういうことも考えていきたいなど、このように思っております。

また、3ページ目の行動計画とは別に議会改革推進会議で議論する事項として、機能強化の取り組みとして、委員会の活性化（議論の活発化のための通告期限厳守の徹底と通告内容の具体化）。

その他といたしまして、議員の資質の向上等々を上げております。以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、社民党・無所属議員会さん、お願いいたします。

菅沢委員 前回の第1回の会議での議会改革に関する行動計画案も参考にしながら、さらに、事務局のほうで取りまとめをして回答いただいております基本条例制定検討会議において検討していくという提案のあった主な項目、参考資料ですね。これを参考にしながら、会派としての意見の取りまとめも行っていました。別紙のとおりです。

第1点は、災害時の県議会・議員のあり方の検討についてです。これは、法制度上も実態的にも明確ではないと思っております、ルール化を急ぐと。

このことに関連して、災害発生前、発生後とかいろんな対応があるわけですが、何よりも議員として、議会としての情報収集、行政当局との共有、議会からのいろんな発信等があつていいと思いますが、何よりも我々の役割は、被災地・被災者支援が中心の活動にな

ろうかと思います。

したがって、執行機関はしっかりと災害に対応するという意味で、我々はある意味ではそういった執行機関の対応というものを議会の立場で支えるという。したがって、発災時の動きなんかは、例えばいろんな要望なんかも議長に一元化するとかという形で執行部の活動を支えていくという役割じゃないかと思います。

したがって、前回の会議で提案の中にあった危機管理対応の中の参集訓練などというのは、少しルール化の状況、検討状況を見ながら検討してもいいことではないかなというふうに思います。とりあえず参集訓練せんにゃならんというような状況ではないだろうというふうに思います。

2点目以降はちょっと簡単に話します。

杉本委員 委員長、話の途中ですが、ちょっといいですか。その進め方というか、発表の仕方というか。

山本委員長 今、発言中でございますので。

菅沢委員 何かあったん？

山本委員長 どうしてもですか。

杉本委員 いいですか。あのですね、役所からもらって、きょうの進め方で、1、2、3で分けて、1項目目に30年度議会改革に関する行動計画に盛り込むべき事項、それから2番目は31年度以降の行動計画で検討する事項、そして3番目、4番目になって、整理された順番に行こうという委員長の考え方だと思うんですが、その様式じゃなしに、ちょっとやっぱり整理しにくいじゃないかなと思って。ちょっと私の意見です。

山本委員長 杉本さんのおっしゃることはもっともで、できれば会派で整理していただいて出していただくのが望むところだったんですけども、今回、時間もない中でありまして、会派の議論をまとめる中で、必ずしもまとめ切れないケースもあろうかというふうに思いますので、菅沢委員、そのへんのところをちょっとまた意識して

いただいて。

菅沢委員 当面、提起すること、改革を急ぐこと、そして今後の次年度に残してさらに検討を深めることというのは、それはまさに、こういう会議が終わってからの、それぞれの提案のこれを踏まえた上で委員長が整理され、事務局もそれを整理して再度提案すればいいことであって、最初からああだこうだ言われても、なかなかそれは、もっとフリーな立場で、しかし急ぐことは急ぐ、熱心にということであって、杉本さんがおっしゃることは何の意味かよくわからない。何でそんなこと、お互いに議論を自主規制するようなことを言われるのか？人が発言しておるときに、失礼だよ。

杉本委員 すみません。

菅沢委員 委員長、注意してくださいよ。注意すべきですよ、ああいう言動は。

山本委員長 ですから、最初に菅沢さんの発言の途中ですからと。その後どうしてもということでしたので。発言の中身についてはいろいろあるかと思えますけれども。

菅沢委員 私は県議会のこういう会議なんかは、各会派平等の発言の権利を認め合って、全会一致で集約したがでやっていこうという、非常に民主的な運営をしておるんでね。

あなたのところは本当は正式な会派じゃないんだよ。それでもちゃんと出て発言する機会が与えられておるんだから。

杉本委員 私は、この会議は正式の委員だから……

山本委員長 はい。本日参加いただいている皆さんは正式な委員でございますし、それぞれの会派はそれぞれの会派で取りまとめをいただきたいというふうに思います。

しっかりとした会議ですので、私のほうで取り仕切りをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

菅沢委員 続けます。

山本委員長 菅沢委員、お願いします。

菅沢委員 県議会論議の活性化であります。

代表質問等の時間格差をなくす。

質問回数の確保。年間2回という発言の機会の方もいらっしゃるわけで、まさに私たちは杉本さんのような会派ももっと増やすべきだという主張なのであります。

常任委員会の複数所属ですね。もっと県議会の論議に参加をして審議を尽くすという意味で、複数所属であるとか特別委員会の現状1回の開会、これを増やすように努力をする。

議員の調査権限の規定もあるわけですが、これをもう少し明確化して、議会活動が本当に充実するような方向で検討すると。

4番目は、県議会の公平・公正な運営ということについてであります。

これは議会役職の、大変失礼ですけど、私役交代みたいなことが現実なのでありますが、そういう現状を脱却して、もう少し議会の権威を高めると。議長や副議長の主導性を保障していくということではないかと思えます。会派による役員のなところの独占的状况もなくすようにしていくべきであるということ。

そして、これは重複しますが、議会質疑や役職での少数会派への配慮をさらに見直すべきであると。

少数意見についてももしっかり大事にさせていただいて、議事録等でもしっかりそれらを記録するということなり、少数意見の留保という観点でも、議会の民主的な運営、県民世論の把握に努めるという観点でもあろうかと思えます。

5番目は、開かれた議会の推進ということでありまして、県議会の会議は原則公開とすると。代表者会議等もできるだけ公開にするようにしていくべきであると。これは基本条例の中にも含まれているところでありまして。

常任委員会のインターネット中継については、前回会議の委員長の提案の中にもあったわけでありまして、それも賛成していきたい

と思います。

県議会広報誌の改善であります。この間も新しい広報誌が発刊されたわけでありましてけれども、議会本来の役割である県政の監視・評価等に関する記載があまりないですね。平板的で一般的で、議会の御案内程度の広報誌になっているように思います。

あの広報誌、たくさんいただいたけども、どこへ配ったらいのかという議員の声もあるのでね。議長さんと副議長さんの顔のでっかいのが出ておって、私、要らんこと言うけれども、それは議長さんと副議長さんのだけの宣伝しとる・・・、失礼かも知らんけど、そういう批判もありました。

最後に、政務活動費の使途の厳格化ということについてであります。私は、この改革会議の中でこういったことも議題にしたかどうかと思っております。海外視察の廃止など私どもも提案を出しておりますけれども、これは全国の各県議会の大きな流れでもないかなと思っておりますので、そういうことであります。

以上、議会改革に関する意見として申し上げます。

当面、急いで改革を進めること、次年度にそれを引き継ぎながらさらに議論を重ねたらい事項と、いろいろ重なっておりますけれども、取り急ぎ申し上げます。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、日本共産党富山県議員会の火爪さん、お願いいたします。

火爪委員 よろしく申し上げます。

私は、1ページ目と2ページ目と分けるように、今年度改革の行動計画に盛り込むべきものと来年度以降でいいと思うものと分けて書くようにという御指示でしたが、とりあえずこういうものが必要なのではないかとまとめて提案をさせていただきました。そして、議論の中ですぐできるものを今年度中に、合意できなかったものは次年度ということで、議論を通じて振り分ければよいと思って、ま

とめて今年度のところに書かせていただきました。

まず、議会報告会の開催です。これは前回も申しあげましたように、条例制定検討会議の素案に対する県民の方からのパブコメで求められていて、検討会議でいわば宿題になっていたテーマでありますので、急いで具体化が必要だと思っております。

それから、各会派代表者会議の公開。これも条例の中で原則公開というふうにいたしました。原則公開ですので、まず公開をします。だけれども、必要に応じて非公開扱いもありということだったと思います。逆にするということが必要なのではないかと思います。

先日の次期県会議員選挙の定数や選挙区割りの検討のときも、これは非公開でありました。別に非公開にしなくてもいい内容だったと思いますが、何も検討がない場合は非公開で始まったわけで、これは逆にしたらどうかという問題であります。

それから、社民党・無所属議員会からもお話がありました。質問機会の保障、拡大ということも、いろんな分野から努力をする必要があるのではないかなと思っております。

当面、私も諸派の質問の取りまとめ役をさせていただいています。昨年、3会派、一人会派の皆さんから質問回数増が求められていました。2月定例会以外にそれぞれ1回しか一般質問ないしは予特の質問ができないという状況を私もまざまざと見ております。諸派の質問の回数増が要望されていますので、これはぜひ急ぎ実現をしたいと思っております。

また、年度の当初に年間の質問回数について申し合わせをして、協力し合って運営をしていただいておりますけれども、あくまでもそれは自主的な申し合わせという扱いで、それ以外にどうしても質問したいと手を挙げた場合は追加で認めるというふうにしていったらいいのではないかと。だから、予備日ということも考えられますでしょうし、基本的には、質問は自由なんだと、権利なんだという立場でさまざまな接近があろうかと思っております。



それから、大規模災害時における対応の検討、これはありました。議会中の大規模災害発生ということもありますし、定例議会以外のときの大規模災害、それから会期の延長など、そういう対応もあろうかと思っています。

それから、常任委員会における付託案件審議の見直しというのはどうかなと思っています。

今、付託案件は、いろいろ議論をして、閉会中審査の後、一旦常任委員会を終わって協議会というふうにしておりますけども、協議会では意見を言っちゃだめとか、賛否を言っちゃだめだとか、突っ込んだ質問はだめだとか、いろいろ制限がありまして、あまり意味を感じずに、最近では開催をしないということが続いていると思います。結局、採決の前日に初めて常任委員会でのその質問の機会が保障されるということになっております。やっぱり、正規に提出をされてから、常任委員会で質疑を行う機会がもう1回あってもいいのではないかと思います。

それから、月1回常任委員会を開催するという取り決めになっておりますが、実際には12回開催をされておりません。月1回常任委員会の開催の励行が必要なのではないかなと思っています。

それから、昨年、決算特別委員会で総括質問が設定されて歓迎しております。ただ、決算特別委員会の審議については、さらなる充実が必要なのではないかなと思っています。

私は、書面審査が各常任委員会単位の委員会が設定をされてできるようになったというのは前進だと思っています。

その書面審査の中でいろんなことがわかって気づいたのに、それについて質疑をする時間がないと。最初に全体で説明があったときになかなかぱっと質問ができないということで、書面審査で気づくことが多いわけで、書面審査の後に審議する時間がもう少し保障されてもいいのではないかなと思っています。総括質問の前でも後でもいいと思うんですが、思っています。

それから、先日も申し上げました費用弁償の実費交通費支給への変更。

それから、これは社民からもお話がありました、議長、副議長の任期のあり方の検討と恒常的な私役交代。

交代という字は違うんだなと思って直していただきたいと思いますが、1年ごとに会派の都合でポストを回すと議長の権威も下がるということで、私は議員にさせてもらってとてもびっくりした覚えがあります。

1年の議長さんは大変なんだよ、4年もできないんだよという自民党の説明もあったことがあって、であるならば、議長、副議長の任期を1年ないしは2年に変更するというのも必要なのではないかなと思っています。県民に堂々と説明ができない私役交代というものの見直しが必要だと私も思います。

それから、議会の広報誌の改革ともつながると思いますが、定例会後の議会だよりが発行されていないという状況はやっぱりいかなものかと思っています。予算議会の後は分厚いものを、それぞれの定例会は簡単なものでもいいので、議会だよりの発行はやっぱりやるべきではないかなと思っています。

あと、議会改革小委員会で既に確認をしていたはずなのに実行されていない常任委員会のインターネット中継、録画配信ですね。検討をしていただきたいなと思っています。

実を言うと、きょう、傍聴者への資料の提供や傍聴者への配慮というのを書かなかったんです。それは、今議会、6月議会の初日に初めて知事の提案理由説明が傍聴者にも文書で配られました。それから、2月議会の最終日には、議案などについての一定の充実した資料も傍聴者に配布をされました。なので書きませんでした。

ところが、きょうの傍聴者には、傍聴者は大変少なかったんですけど、傍聴者にはほとんどまともな資料が渡されなかったという話を聞いてがっかりいたしました。

簡単なことでありますけれども、人数が予測できなくて準備が大変だと思うんですが、傍聴者への資料の提供、傍聴者への配慮なども書き加えていただきたいと思います。

あと、最後の4のところに、政務活動費の問題で社民・無所属議員会のほうから提起がありましたので、私も合わせて政務活動費問題をそこに書いておきました。

飲酒を伴う会合への参加費は充てないこと。それから、マイカーのレンタル料への使用なども、これはやめにするなどですね。

ここで議論するのか別の場で議論するのかわかりませんが、改めて提起をしておきたいと思います。

以上です。

山本委員長 ありがとうございます。

引き続き公明党さん、お願いいたします。

吉田委員 前回配っていただいた資料にちょっと補足したわけですが、まず第1点目は、やはり住民との情報の共有ということで、県議会広報誌をしっかりと充実したものとして、県議会が身近にわかりやすくなるような内容、こういったようなもので発行すべしだという考えでございます。

それから、2番目のソーシャルメディア利用による情報発信ということですが、常任委員会のインターネット中継あるいはまたスマートフォンでの情報発信、こういったようなものはできるような形にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、傍聴者等への配慮ということで、手話通訳者の配置あるいはまた車椅子席の確保、こういったものが必要ではないかと。

それから、議会におけるITの活用でございますが、やはり働き方改革じゃありませんが、紙資料のペーパーレス化というか、こういったような視点が大事じゃないかなというふうに思います。

それから、5点目といたしましては危機管理対応。今回のような非常に重大な犯罪が発生した場合とか、あるいはまた、先ほどもあ

りましたように大規模災害、こういったようなものに対しての危機対応のあり方をどうするかというようなことが大事じゃないかということで、5点に絞らせていただきました。

それから、31年度以降の議会改革に関する行動計画で検討する事項でございますが、山形県のほうを先般視察してきましたけども、県議会と大学との交流・連携、こういった視点も大事じゃないかなと。

それからまた、主権者教育の推進の強化、こういったようなものもさらに進めていく必要があるんじゃないかと思います。

それから3点目の、行動計画とは別にということで、議員定数、それから選挙区のあり方というようなものをもう一度また時間をかけて議論すべきじゃないかということでございます。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、会派至誠、杉本さん、お願いいたします。

杉本委員 最初に会議の進め方についてであります。この1番、平成30年度議会改革に関する行動計画に盛り込むべき事項、それから2番、平成31年度以降の議会改革に関する行動計画で検討する事項、3番、行動計画とは別に議会改革推進会議で議論する事項、4番、その他というぐあいに、話を進めていく上で非常に効率的な分類だと思います。

一言ずつ述べていきます。

1番の平成30年度議会改革に関する行動計画に盛り込むべき事項では、ソーシャルメディアを利用した情報発信、常任委員会のインターネット中継。

それから、2番の31年度以降の議会改革に関する行動計画で検討する事項。政策討論会のあり方、議員相互の討議の深化。

それから3番目、行動計画とは別に議会改革推進会議で議論する事項。これは、思うんですが、委員会での1人当たりの質問時間、

内容、これは別に制限することはないと思うんですが、質問時間が長過ぎてお昼の1時を過ぎる場合もよくあります。これはやっぱり、今、働き方改革だとか長時間労働の廃止だとか、そういう観点から言っても、もっと的確に整理をして質問することが必要だと思います。

それから、質問の内容につきましても、前向きな提案をもっとすべきだと思います。

4番、その他は特にありません。

以上。

山本委員長 それでは、県民クラブ、笠井さん、お願いいたします。

笠井委員 よろしく申し上げます。

私、ちょっと勘違いをしておりまして、時間の制約がある中で30年度でできるものだけを書いてしまったものですから、まずもって先にそこに整理をしなきゃならないかなと思っております。

本当は全て盛り込むべきだと思いますが、時間の関係があってこのような形にさせていただきました。

前段からいろいろ出ております質問回数の見直しや時間の配分でですね。

発言時間の1人当たりの配分。これは富山市議会さんなんか、年間1人当たりの発言回数を時間で配分しまして、議会ごとに使い分けることができる。ということは、4回の議会で使うことができるという方式をとっていらっしゃると思いますので、そういった方式も取り入れていく議論をすべきでないかということでございます。

3番目の委員会の情報公開というのは、これはもちろん中継でございます。

委員会は全く知らせるものがないと。次の日の新聞で項目だけが出てくるのが、一部の議員ではなかったりあったりすることがよくあるので、本会議よりも白熱した議論が見られる委員会の中継を求めていきたいなと思っております。

委員長、ここに書いてないがですけど、1点だけ追加させていただいて結構でしょうか。

山本委員長 どうぞ。

笠井委員 ITの活用はほかの議員さんもよく書いておられるんですが、全国の議会でタブレットの使用が盛んになっております。

私の知り得たところと言いますと、大分の、ごめんなさい、ちょっと名前は忘れましたが、タブレットを使ってペーパーレス化を図っている議会があちこちで出てきております。

私、一度議場にタブレットを持ち込みまして、議運に諮られて、持ち込めないというふうに議運のほうで書かれた経緯がございます。

ですから、これ、もう一度整理をして、そういった議会に関係することだけのペーパーレス化を含めて、タブレットの持ち込みなどを検討することが必要じゃないかということ盛り込んでいただけたらなと思っております。

31年度以降、これは改選の後になるわけでありますので、何にしようかといういろいろ考えたんですが、通年議会というものが幾つかの議会で取り入れられております。そういったことの検討もすべきではないか。やる、やらんというのは別にして、議論の対象にするべきではないかということでございます。

質問趣意書の創設ということで、質問について趣意書をつくるということを提案したいということでもあります。

それで、行動計画とは別に議会改革推進会議で議論する事項という中で、総括質疑のあり方。

去年初めて決算について総括質疑をしたんですが、全くもって普通の一般質問と変わらない状況の質問だったので、個別具体的に決算の内容について限定して、決算としての総括質疑になるような形に変えていくべきではないかということをお提案させていただきたいと思っております。

その他、会派の提案というのはいろいろあるんですが、議論の中

で積み重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、無所属の会、海老さん、お願いします。

海老委員 お疲れさまでございます。

私からは、まず平成30年度の行動計画に盛り込むべき事項といたしまして、タブレット端末の議会導入によって紙資料のペーパーレス化を図れないかというところでございます。

膨大な紙資料がたくさんありますし、また、ペーパーレス化することによって検索も簡単にできるというメリットがあると思います。

かえってデメリットとしては、なかなか機械についていけないという方もいらっしゃるわけですが、全国的な事例を見ると、導入しているところは、ペーパーレス化もしながら紙資料も一緒に出すというようなことをして徐々に使えるようにしていくというやり方も、費用はどうしてもかかりますけども、将来的なことを見越してそういったことをやっておられる議会もありますので、そういった議会も参考にしながら前向きに進めていければいいなというふうに思っております。

また、2番目に常任委員会のネット中継でございます。

こちらも、できるのであれば早急に対応していければいいなというふうに思っております。

また、ちょっとこれに関連してなんですけども、今、県議会のホームページでは、パソコンでネット中継が見られるようにはなっていますけども、スマートフォンでは見られないシステムになっていますので、ほぼほぼ1人1台スマートフォンを持っていらっしゃる時代なので、できればスマートフォンでも、費用はどれだけかかるかわかりませんが、ぜひ導入を検討していただければというふうに思っております。

あと、2枚目に行きまして、こちらは行動計画で検討する事項な

のかその他になるのかちょっとわからないんですけども、県議会でも若い議員さんも増えておりますし、県内の地方議員の年齢もだんだん下がってきている中で、これから出産を迎える方であったり育児を迎える方々がいらっしゃると思います。そういった方々に対しての産前産後の議事を休む際の制度等も、今ないのであればそういった制度もつくっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

山本委員長 ありがとうございます。

一通り整理していただいたものを御説明いただきました。

それでは、何となくすぐにでも取りかかれそうなところも出てきたところですが、一旦それぞれの会派さんから本日出されました意見につきまして、率直な御意見をまずは承りたいというふうに思います。

どなたからでも結構でございますので、御意見があれば頂戴いたしたいというふうに思います。

渡辺委員 今聞いておまして、今回つくった全24条の中に入っているものの中で、議論しなきゃいけないものもありますし、また全くそれ以外の話の提案がございました。

それと、現在のいろんな富山県議会の規則もございます。また会派の中で決めること、代表者会議の中で決めること、いろんな話もありますので、これは一回きちっと事務方のほうでも精査をするように委員長のほうから指示を出していただいて、皆さん、共通のものがかなりありますので、議会改革にとって本年度取り組むべき話もきょう随分出ておりますので、それをこの中ですり合わせをして、まず本年度やること、しっかりと取り組むものは、共通認識の上、できるものはやっていくという形で今後進めていかれたらどうかと、こんなふうに私は思います。

以上です。



山本委員長 ありがとうございます。

そのほか何かございますか。

杉本委員 6月議会も終わりました。それで、今年度、何かかんかやっぱりきちっとした形をつくるべきだと思うんです。

会合をやっておってもなかなか話が決まらんということじゃまずいので、少なくとも幾つかのことについては決めて、今年度中に実行することが大事だと思います。

それで、こうやって見たら、大半の会派が言うところがありますので、それを中心に、きょう決められるものなら決めて、あとは次回の会合にしてでも、とにかく今決めないと、今年度中に何もできんということになったら弱りますので、何かできるようにひとつお願いしたいと思います。

吉田委員 私のところもやっぱり、今、大体会派から要望が出ましたので、その中で共通のもの、そしてまた、いろいろ事務方のほうと連携していただいて、どの程度の費用とかいろんなこともありましようし、一遍そういったようなものを、できるところからやっぱり1つに絞り込むということが大事かなと。

あとは、次回の継続審議というような形にしていければどうかなというふうに思っております。

以上です。

火爪委員 何かマイクが順番に回ってきました。

皆さんおっしゃるとおりだと思います。

ほとんどの会派から提案があった常任委員会のインターネット中継とか、議会報告会の実施だとか、災害対応だとか、そこらへんはもうほとんどの会派が提案をしているので、すぐやりましようという項目に整理できるんだらうと思います。

それから、私どもが提案した中でも、そもそも会派同士で見解が違うという項目もあったと思うんですね。

だから、そこから議論をしなきゃいけないことと、当面、各会派

から共通して出されたこととその他というふうに3つぐらいに委員長  
長のほうで分類していただいて、それで次回、討議をすればいいの  
ではないかなと思います。

笠井委員 もちろん、今まで皆さん言われたとおりなので、共通する  
ことについては早急にまとめて議論を進めていただきたいと思います。

1つ認識違いがあります。火爪委員は、議会報告会についてほと  
んどの会派がと言われましたが、そういった認識は私にはございませ  
んで、議会報告会については、議会基本条例制定検討会議でも慎重  
に図るべきだという発言を私はしております。というのは、なかな  
か難しいということが各地方議会でも実証されていますので、それ  
は慎重にやってほしいということは1つお伝えしておきます。

ほかのことについては、例えばインターネット中継でありますと  
か、タブレットの採用でありますとか、IT化であるとか、そうい  
うことについては早急に詰めていくことがあって、論点を整理した  
上で、継続審議になるものも仕方なしということなんですが、なる  
べく皆さんで合意を得て決定できるように、それも何回も何回もこ  
うやって会議を開くこともなかなか難しいので、できることをなる  
べく素早く、委員長裁定でもしていただいて決めていっていただけ  
ればなという思いであります。

山本委員長 ありがとうございます。

菅沢委員 ぜひすぐやってもらいたいことの中に、年2回の本会議の  
質問しかない現状の改革ですね。あと、残された議会は9月と12月  
と来年の議会ですから、できるだけ早く何か工夫して、質問回数を  
今2回の議員の方々にプラス1回という形で、質問の機会を。ぜひ  
織り込むということにはできないだろうかというふうに思いますね。

それから、議会改革の根幹は、私は県議会の論議の活性化と議論  
を尽くすという観点での掘り下げ、そして、県議会の公平公正な運  
営についてしっかりと改革を掘り下げると。これは基本条例の根幹

でもあるわけですね。

基本条例の根幹であるこういうことについて、当面の改革の中でも、意見が対立していても、論議を重ねて調整しながら改革を急ぐというふうにやっていいと思います。

とりあえず、同意できる、きょうの項目の中で共通のものを取り上げるというような考え方もそれはあるかもしれませんが、対立していたり議論が必要なことで大事なことについては、会議を重ねて具体案をまとめるという、この作業こそが改革推進会議に求められる最大の課題ではないかと思いますので、したがって、段階論はそれはそれで承しますけれども、あまりにも段階論を踏まえながら大事なことが先送りされているということについてはいがかかなというふうに思っておりますので、ある意味では急がない、しかししっかりやることはやるという、これが大事じゃないかと思っております。

山本委員長 海老さんは。

海老委員 皆さんと一緒にです。会派の皆さんの意見が一致しているものは進めればいいですけど、費用のかかるものに関してはしっかり費用対効果を考えて行わなければいけないと思いますし、あと、会派の思いが相違している部分に関しましては、しっかりと整理してまた会議の中で議論していけばいいというふうに思っております。

以上です。

宮本委員 せっかくの議論の場だから個人的な思いとして、今、皆さんおっしゃった段階的に議論していったり詰めていくという、これはもちろん賛成なんですけど、先ほどからの話の中で、質問回数を保障するという意味で3回とか2回とかという話が出ておるわけで、それこそ菅沢先輩たちは過去、県議会へ来られたときから、この会派主義でいろいろなことを調整して割り振りしてやってきた中におられると思うんですが、わかりやすく言ったら、少数会派も大きい会派も抜きにして、議員として確保するとすれば、40人掛ける4回、

160回、これを保障するとすれば、約10日間ぐらい4議会中に会期を延長せんなんという話ですね。延長というか今よりも延ばしていかならん。これ、3回保障せんまいかということになれば、大体2日間ぐらい会期を延ばせばできると。

そこらへんの議論を今後していくときに、どこが正しいのでどこが、いや、それは4回、毎回あるんだから手を挙げた人ができるといことになるとしても、それは少数会派でも大会派でもないわけで、議員としてどうするかということになれば、最低4回の部分があるわけになるとすると、160回の機会が県議会全体で保障されていないと1人4回出られないということだし、3回でいいじゃないかと。これは割り振りの運営上のということになれば、2日間延ばすときはどうするがよという話が出てきたりして、こういったこともやっぱり逆の言い方をすると、なかなか、じゃ、そうだから9月とか11月に1日増やしたから3回確保できたねかと、単純にはできないと思うので、そこらへんのみんなの本音の部分も含めた議論というのは、やっぱり委員が言われるように、あったほうがいいんだろうとは思いますが。

要は、いつも3回なのか2.5なのかという議論になるときに、今までは運営上3回とか2.5で、代表質問があるところは我慢せんまいかとかあれとかってルール化してきてやってきておったもんだから、それを本当に変えていくぞという議論になると、それは1人定例会ごとに1回、年4回やるとしたら例えばどうなるのかとか、もう少しルール化を考えていかならん議論になるのかなと思って聞いておるがですけど。

菅沢委員 二元代表制というのは基本条例のときの大きなテーマになって、そういうものが大前提になるということはあるわけですが、しかし現実、いわゆる政党政派の関係もあって、知事との関係でも与党、野党ということもあるわけであって、そういう意味では、与党多数派と野党と言っては何ですけれども、その他少数派の間の中

で、どうやって議論を活性化し、活発化し、県政への具体的な政策提言なんかもしっかりやっていくかという観点から言うと、やはり野党少数派に対する発言の機会の比較的厚い保障というか、そういうのが1つは議会運営の中で当然あっていいという前提があるんじゃないかと。

つまり、一人一人の議員の平等的な回数の割にということも大事なことは大事なんです。ですから、附帯意見として、希望する者はみんなやればいいじゃないかということもあるわけです。

いずれにしても、やっぱり少数会派、野党的な人たちに対する発言の機会の保障ということは、県政による議論を深めて具体的な政策提言にもつなげていく、県民にもまたわかりやすい議会になるんじゃないかと。

執行部との関係で二元代表制というものを具体的に実践していく意味でも、それが非常に有効だということも含めて、私は、自民党の多数会派以外の会派に対する発言機会の保障というものを最優先に考えるという提案なんです。

ですから、現在、自民党以外の会派の中で、私たち、共産党の皆さんや公明党の皆さんは年3回なんです。一般質問、予特、代表質問を入れて。

あと、杉本さんが何とおっしゃろうと、私はそういう点ではちゃんと理解しとるがよ。杉本さんや、それから笠井さんや海老さんについても、当面9月、11月、予算議会がありますから、今年度の中で皆さんについても3回は発言の機会が保障されるような改革をすべきだという提案であります。これは火爪さんたち、みんな考えは同じじゃないかなと思います。

宮本委員 火爪さんもそういう考え方なんですか。

火爪委員 そうですね。

私が15年前に初めて議会運営委員会に出させていただいたときに、何かのときに申し上げました。私の質問は、日本共産党と公明党は

2回と割り振られたんです。みんな平等、自分たち自民党も2回だからというので。

でも、私は1人だけども、1つの会派を代表して全県の課題に1人で対応しなければいけない立場だと。会派としての意見表明も必要だと。代表質問もないし。そういう意味では、代表質問のかわりを一般質問でやらなきゃいけないという性格もあると。だから、会派を代表するものとして2回じゃ困るんだという議論をいたしました。

自民党の皆さんは、それもそうだと。じゃ、共産党と公明党は3回にしようということで合意をしていただいたことがありました。菅沢委員が今おっしゃったことに共通していると思うんですね。

自民党の皆さんは自民党の皆さんで、それぞれ議員としては平等です。ただ、代表質問があり、会派の中で質問に立つことができる議員が1つの議会で何人もおいでになるということで、意見表明のあり方については、いろいろな対応が可能だろうというふうな立場で、平均2回というふうにしておられるんだと思うんですね。

県内の自治体でも、希望する議員は全部一般質問をさせるという議会もあります。最初、通告日に希望をとって、それで会期を1日何時までやるかとか、一般質問の時間や日数を決めている活発な議会もあります。

それから、希望者全員ということになると、例えば最大会派の中で年に1回しかやらなくてもいいよという方があらわれたり、そういう質問を若い人に3回譲るよみたいになったりしていると思うんですね。だから、手挙げ方式だからといって、40人全員が毎回質問をするということにはならない場合が多いという現状もあろうかと思っています。

結局、言いたかったのは、質問をしたいという議員には基本的に質問機会を保障するという原則にして、柔軟な議会運営ができるような力を持った富山県議会をつくる必要があるのではないかと

なということであります。

澤谷委員 今火爪さんがおっしゃったように、私も平成9年から滑川市議会議員をやっていますが、全員参加方式なんですね。そして、そのときの通告者の割合で延長時間を決めたり会期を延ばしたり。

県議会を3年間させていただいたんですが、5時間という時間、2時間、3時間、それを1枠1時間増やすとか、あるいはもう少し質問内容を詰めて50分体制にするとか、そういうような形でこま数を増やすということは私は可能だと思うんですね。

会期の延長をするということになると当局も大変だと思うので、そういうこともひとつちょっと考えていただければどうかなど。そうすると、少数会派、そしてまた自民党さんのほうの若手の人もある程度毎回そうやって質問の機会が取れるんじゃないかなろうかと。それしかないんじゃないかなろうかなというふうに私は考えます。

以上です。

上田委員 よろしく申し上げます。

今ほど、会派を問わず、いろんな議員の方々から議会における質問のあり方ということで、大変傾聴に値する話として勉強させていただきました。

私は、自分自身の政治レポートについても、ホームページにおいても、会派は関係なくて、二元代表制ということであるならば、議員の仕事の第一義的なものは当局に対して質問することだというふうに思っています。

そうであるがゆえに、私は本会議は別として、残念ながら年2回しかやらせていただいておりますけれども、常任委員会、特別委員会では私は全て質問させていただいております。

やはり議員にとって当局に対して質問するというのは、これは会派関係なく、二元代表制という形である以上、質問の機会ということは一義的に考えなければならないということは全くそのとおりだと思います。

ただ、この問題は非常に重要な問題ではありますが、特に今回は前回の流れを受けての今回でありますし、また当然、年度内での行動計画のあり方、実現できることというのをひとつ、前回、菅沢先生がおっしゃっていただいたことを踏まえてのきょうということでもありますから、皆さん方、それぞれ行動計画に盛り込むべきものということで考え方を出してこられたわけにありますので、質問の話は非常に重大な質問の項目。だから、それはそれでやればよいと思うんですよ。それはそれで。

ただ、やはりこの場でみんなで議論していくということも確かに大事でありますけども、それは行動計画の1つのあり方だというふうに思いますので、まず皆さん方にお諮りいただきたいのは、せっかくこうやって各会派の方々が自主的に様式に従って出してきたものですから、議論して、「はい、今年度終わりました。新しい任期の方々に決めてください」というわけには私はいかないと思いますので、少なくとも、これは多数決という性質じゃなくて、全会一致というもので行動計画というものは決めていく性質のものだと思いますので、賛否は別として、まず共通する、お互い同じ土俵で議論できるよねということを事務方と委員長とでまずピックアップしていただいて、土俵が違っておる場合もありますよね。例えばAということをおっしゃられて、こっちはAということは書いておらんということもあろうと思います。

ただ、やはり時間的なものもあると思いますので、きょうは各会派から共通して出されてきたものをまずピックアップしていただいて、実質的にもちろん公の場でフルオープンで議論をするということも大事だと思いますけれども、やはり事前の準備段階というものも私はあっていいと思います。

そうした中において、まず委員長、事務方には御苦勞でありますけれども、きょう、せっかく各会派から出していただいたもので最大公約数的なテーマというものを決めていただいて、それでいいか



ということを各会派に示していただいて、1つずつ次の会議からこのテーマについて各会派がこう思いますという形で進んでいったほうが実質的にできることが決まっていく。当然、それについては予算措置を伴うものも出てくるかもしれない。そうなったら、補正予算という話も当然出てくるかもしれない。委員長には大変御苦勞でありますけれども、そういった形で、せっかく前回の会議で一度議論していただいたものが再結集してきょうになったわけで、このペーパーとして出てきたわけですから、それを決めていただいて、各会派に事前にやっていただいて、次はこのテーマで議論しますよという形でやっていただいたほうが、この場としての結論を一つ一つ積み上げていくことができると思いますので、これをお諮りいただければと思います。

杉本委員 委員長、全く同じ考えです。

宮本委員 ごめんごめん、さっきそういう話で大体まとまったんだと思ったもんだから。

ただ、さっきから少数会派とか意見とかという言葉が議会基本条例のときからずっと出ておるから、ちょっと念のためにとって聞いてただけで。

火爪委員 宮本さんの発言がターニングポイント。

菅沢委員 質問していいですか。議会広報誌とあるんですけども、私、ちょっと誤解しているのかもしれませんが、この間大量に印刷して配布いただいた、あれが議会広報誌ですか。

山本委員長 私もあれを議会広報誌というふうに理解していますけども。

菅沢委員 議会だよりというものと違うんですか。

山本委員長 そのへんも何か議論が、それぞれの定義も曖昧なまま実は今来ているんだと思います。

菅沢委員 そうすると、この間配布をいただいたあれは議会広報誌で、あれを定期発行するんですか。

山本委員長 いや、そうじゃなくて、私が見ておるのは議会ごとに、いわゆる議会だよりの的なものを出してはどうかという御提案なんですよね。

今ある広報誌というのは、あくまで昔あった「こんにちは富山県議会です」のリニューアル版で、あくまで県議会の、何て言ったらいいんだろう。

上田委員 パンフレットみたいなもの。

山本委員長 パンフレットですね。紹介版というか、それにすぎないので。

菅沢委員 議会のしおりみたいなやつだにかね。

山本委員長 そういう意味ですね。そういうものをつくってはどうかという議論だと思います。

菅沢委員 議会広報誌というふうに皆さん出ているんだけど、それは一体何かということについて少し整理をいただくと、私なんか誤解しているかもしれませんので。

宮本委員 あれはパンフレットだと思うちゃね。だから僕らが、こんなこと言われんけど、議会だよりは要らないんじゃないの？という議論をしていたのは、二元代表制じゃないこういう議会の中で、みんな発言したからといって、誰々の発言が何やら言われました、誰やらが言いましただけの広報誌だったら、議会だよりに要らないよねみたいな議論があったりとか、そういう意味で詰めんならん部分なんだと思いますよ。

上田委員 今の宮本さんの話と全く同じなんですけど、1年間議論してきた中で、今回出されたものは議会のそれこそパンフレットだというふうに我々は思っています。

少なくとも議会広報誌というのであるならば、イメージとして、各定例会ごとで、例えば代表質問はこういう項目でされましたとか、一般質問でこういうことがありました、ただし、今宮本さんがおっしゃられたように、当然、ペーパーでありますので、限られたスペ

ースでありますので、じゃ、今新聞でやっていただいているような3行、4行で終わるような形でいいのか。その中身については、発行の是非については議論があるかというふうに思いますので、せっかくの機会ですから、議会広報誌の定義そのものをまずここで決めておけば、それが必要かどうかという議論ができると思いますので、その定義だけでもいい。

宮本委員 よそのを取り寄せて持ってくればいい。よその県、結構出しとるから。

武田委員 いろんなスタイルあるよ。

宮本委員 あるから。一回出せばいい。

火爪委員 もらってきたよね、視察に行っただね。

宮本委員 山ほど見てきたちゃ。それでもやっぱり何かね、中途半端みたいなイメージだから。

菅沢委員 議会案内みたいなしおりと、会期ごとに発行されるような議会だよりみたいのとは違うんだということですね。別のことですね。

議会のしおりということだったら、あの内容で私は、最後に大変失礼なことを申し上げたんだけど、あれで構わんのじゃないかと思っています。

私は、議会のしおりは当然あっていいわけで、しおりは当然あっていいわけですね。あと、議会だよりもあっていいかどうかの議論はしたらいいんじゃないかと思っています。

私もちよっと意見もありますけれども。

山本委員長 ありがとうございます。

随分議論が前進をいたしましたし、かなりの部分、共通的な認識に立てる部分もあるのではないかとこのように思います。

それで、先ほど上田委員からも、事務方と私のほうで少し汗をかいて整理するよというお話がございましたので、そのようにさせていただきたいと思いますが、当面、常任委員会のインターネッ

ト中継、それと災害時のあり方について、それと今、広報誌のお話がちょっと出ましたので、これらについては、30年度の行動計画に盛り込むことを前提に具体的な調査に入るということで、きょうは共通の認識にさせていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 あと少し議論が必要なものや、30年度これをやったらどうだと強く御要望のあるものについては次回議論をするということで、今年度の行動計画に盛り込むものと次年度以降にするものと分けさせていただきたいと思います。

しかしながら、今ほどお話がありましたとおり、6月定例県議会もきょう終わりました、残すところ9月と11月と2月の3回となったわけでございますので、この第3回目の会議をなるべく早めにしたというふうに思っておりますが、今ほどたくさんいただいた意見を集約するお時間もいただきたいし、少し皆さん方と内々に調整させていただくお時間もいただきたいというふうに思います。

それで、7月の中下旬から8月上旬までの間で第3回の会議を開催させていただきたいと思います。その日程につきましてはまたこちらからお話をさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 それでは、その他何か御意見があれば承りたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山本委員長 それでは、これで第2回の議会改革推進会議を閉会いたしたいと思います。

お疲れさまでした。